

件名

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件

○金融庁告示第 号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十二条第七項の規定に基づき、認定資金決済事業者協会の規則を次のように指定する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項に規定する金融庁長官の指定する認定資金決済事業者協会の規則は、「電子決済手段信用取引に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産等取引業協会）とする。